令和元年6月25日都市整備部地域整備課

最後に、ご自身についてお答えください。

【設問7】あなた(世帯主の方)の年齢は、どの年代にあてはまりますか。

1 30歳代以下 **2** 40歳代 **4** 60歳代 **5** 70歳代

代 **6** 80歳代以上

3 50歳代

【設問8】あなたは、地区内に土地・建物を所有していますか。

1 土地と建物を所有

2 建物のみを所有

土地のみを所有 4 部屋又は家を借りている

【設問9】 設問8で回答した内容の場所はどこですか。

1 三丁目

2 四丁目

3 五丁目

【設問10】 ガイドの2~3ページをご確認いただき、設問8で回答した 内容の場所は、下記に該当しますか。

1 商店街地区 (ガィドP2参照) 2 主要生活道路沿道 (ガイドP3参照) 3 その他

設問は以上です。

アンケートの内容についてご不明な点や疑問がございましたら、下記へご連絡ください。

<問い合わせ先>

江東区 都市整備部 地域整備課 不燃化推進係 【電 話】 03-3647-9491 (直通)

[FAX] 03-3647-9009

【Eメール】 tiikiseibi@city.koto.lg.jp 【住 所】 江東区東陽四丁目11番28号



~ご協力ありがとうございました。~

8

北砂三・四・五丁目地区

第2回



まちづくりルールの導入に向けた 。 **アンケート調査票**

ご回答の前に、添付の「<u>北砂三・四・五丁目地区 まちづくりルールのガイド」</u> (以下、「ガイド」) をご一読ください。

■ご回答に際してのお願い

- 設問は全部で10問あり、所要時間は15分程です。お手数ですが、最後までご回答をお願いします。
- ご回答方法は、以下の4つのうち、いずれか1つを選択してください。

① 郵送 回答ハガキにご記入の上、ご投函ください。

② FAX 回答ハガキにご記入の上、下記 F A X番号にご送付ください。 ⇒ F A X番号 03-3647-9009

③ W EB 右記のWebページからご回答ください。

④ 持参 地区内に設置する3箇所の回収箱に ご投函ください。

設置場所: A 砂町文化センター

B 砂町区民会館

C 不燃化相談ステーション

(北砂四丁目24番3号 宗清水ビル2階)



説明会にて使用した、**まちづくりルールについての詳しい解説動画**をご覧いただけます。

ぜひご確認ください。 ※ガイド1ページ記載のWEBページより参照

1

皆さんと協働で行うまちのルールづくりについてお答えください。

※設問に対する解説もご一読ください。

【設問1-1】ルール① 建築物等の用途の制限

地区全体

解説

解説

解説

地区全体において、性風俗店等を建築できないこととします。

- ⇒ この内容について、どう考えますか。
 - 1 ルールを定めるべき2 ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
 - 3 ルールはいらない
 - 4 よく分からない

【設問1-2】ルール① 建築物等の用途の制限 複合住宅地区

複合住宅地区において、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発 売所場外車券売場等を建築できないこととします。

⇒ この内容について、どう考えますか。

- 1 ルールを定めるべき
- 2 ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
- 3 ルールはいらない
- 4 よく分からない

【設問1-3】ルール① 建築物等の用途の制限

商店街地区

商店街地区において、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿、倉庫、自動車車 庫等を地上1階部分に建築できないこととします。

⇒ この内容について、どう考えますか。

- 1 ルールを定めるべき
- 2 ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
- 3 ルールはいらない
- 4 よく分からない

【ルールの導入】 ○良好な住環境や賑わいのある魅力的な商業環境をつくります。 【ルール導入後】 【設問1-1】 対象範囲 : 地区全体 【規制する用途】 イメージ図 性風俗店等 【設問1-2】 対象範囲 【規制する用途】 マージャン屋、 イメージ図 ぱちんこ屋、 射的場 勝馬投票券販売所 場外車券売場 等 「住宅地区」では、既に上記の建物は規制されており、 建設することはできません。 【設問1-3】 対象範囲 : 商店街地区 【規制する用途】 地上1階部分の 住字. イメージ図 共同住宅. 寄宿舎又は下宿 倉庫. 自動車車庫 等

3

2

【設問2】ルール② 建築物の敷地面積の最低限度

地区全体

地区全体において、建築物の敷地面積の最低限度を60㎡以上に定めます。

- ⇒ この内容について、どう考えますか。
 - ルールを定めるべき
 - ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
 - ルールはいらない
 - よく分からない
 - 60㎡より大きい方がよい 5
 - 60㎡より小さい方がよい

解説 【ルールの導入】 ○ 建て詰まりを防いで災害時に延焼しにくく、安全で良好なゆとりある住環境をつくれます。 【ルール導入後】 ○ 新たに敷地を分割する場合に適用されます。 例) 敷地が120㎡の場合 120m 分割 分割 分割 40m 60m 60m 80m ※敷地を分割することはできますが、60㎡未満の敷地には建築物は建築できません ○ 以下のいずれかに該当する土地については、ルールの適用が除外されます。 ・ルール導入時点で、敷地面積が60㎡に満たない場合

【設問3】 ルール③ 壁面の位置と工作物の設置の制限 主要生活道路沿道

主要生活道路沿道(下図の導入範囲沿道)において、道路の中心から3m以 上壁面の位置を後退して建物を建築します。また、後退した区域での工作物の設 置を制限します。

- ⇒ この内容について、どう考えますか。
 - ルールを定めるべき
 - ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
 - ルールはいらない 3
 - よく分からない



5

商店街地区

【設問4】ルール④ 街並み誘導型地区計画 (建物形態の規制及び緩和)

・公共施設(道路等)の整備に協力して、面積の減少した敷地で建築する場合

敷地を集約化しても、敷地面積が60㎡に満たない場合

砂町銀座商店街のある商店街地区において、道路中心から3m以上壁面の位置 を後退して建物を建築し、工作物の設置を制限することに合わせて、高さの最高 限度を13mに定めることで、現行の建物形態の規制を緩和します。

- ⇒ この内容について、どう考えますか。
 - ルールを定めるべき
 - ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
 - ルールはいらない
 - よく分からない

【ルールの導入の効果】

- 壁面や高さの揃った街並みが形成されます。
- 壁面位置が後退することで、砂町銀座通りの 道路空間の確保ができます。
- 現在よりも建物のボリュームを確保しやすく なるため、建替えが促進されます。



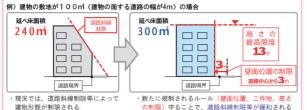
【ルール (街並み誘導型地区計画) 導入後】

規制されるルール

- 建築物の高さの最高限度(<mark>13m</mark>≒4階建相当) ○ 建築物の壁面の位置と工作物の設置の制限
 - (道路の中心から3m以上)

緩和されるルール

- 道路斜線制限
- 前面道路の幅員による容積率制限 (敷地に対して建築できる床面積)



建築できる床面積を増やせる

【設問5】 ルール⑤ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 地区全体



地区全体において、建築物を建築する際には、周辺と調和したデザインや色彩など にすることを定めます。

⇒ この内容について、どう考えますか。

現状の道路

- ルールを定めるべき
- ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
- 3 ルールはいらない
- 4 よく分からない

【ルールの導入の効果】

解説

○ 落ち着きのある良好な街並みや統一感のある景観をつく



○ 外壁や屋根、看板などは.

刺激的な色を避けた色彩にします。

【設問6】ルール⑥ 垣又はさくの構造の制限

地区全体

地区全体において、道路に面して設ける垣又はさくの構造は、原則として、生け垣や フェンス等にすることを定めます。

- ⇒ この内容について、どう考えますか。
- ルールを定めるべき
- ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい
- 3 ルールはいらない
- 4 よく分からない

解説

【ルールの導入の効果】

○災害時に塀が倒れて道路が塞がることを防ぎ、緊急車両の通行や避難がしやすくなります。

【ルール導入後】 ○道路に面する垣やさくは

生け垣やフェンスとします。



○ブロック塀の設置高さは60cm以下とします。



6

5. 建替えルール(案)

- 建替えルールは、地区の課題を改善するために、建築物に関する規制を 定めるものです。
- 新築・建替えの際に、定めたルールに沿って建築が行われることで、地区 の将来像が実現されます。
- 下記の6つの建替えルールの導入を検討しています。
- 建替えルールの詳しい内容は、アンケート調査票に記載しています。
- 地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の現状に合ったルールの検討を 行うため、ご回答いただきますようお願いしたします。

ルールの内容	対象範囲		アンケート調査票 該当ページ
ルール① 建築物等の用途の制限	图	地区全体 複合住宅地区 商店街地区	2~3 ページ
ルール② 建築物の敷地面積の最低限度		地区全体	4 ベージ
ルール③ 壁面の位置と工作物の設置の 制限	H	主要生活道路沿道	5 ページ
ルール ^④ 街並み誘導型地区計画 (建物形態の規制及び緩和)	图	商店街地区	6 ページ
ルール③ 建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	H	地区全体	7 ページ
ルール⑥ 垣又はさくの構造の制限	团	地区全体	7 ページ

く問い合わせ先と

江東区 都市整備部 地域整備課 不燃化推進係

【電話】03-3647-9491(直通) [FAX] 03-3647-9009 【住所】江東区東陽四丁目11番28号 [Eメール] tiikiseibi@ city.koto.lg.jp

北砂三・四・五丁目地区 まちづくりルールのガイド

※アンケート調査票とあわせてご覧ください

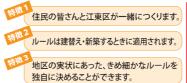
まちづくりルールと地区計画について

まちづくりルールとは

- ○まちづくりルールは、地区が目指す将来像の 実現のために、地区内に住む皆さんで守って いただくルールです。
- まちづくりルールの一つである地区計画は、 都市計画法に基づくルールであるため、まち づくりを着実に進めていくことができます。

ルール導入範囲

地区計画の3つの特徴



3月15日・16日に実施した説 明会の動画を、Webページで 覧いただけます ので、併せてご

確認ください。

江東区 不燃化特区 まちづくりルール 検索へ

地区計画導入の効果



統一感のある 街並みの形成

壁面の位置の制限による 安全に通行できる 道路空間の確保

2. 地区計画の内容

○ 地区計画は、目標と方針 + 地区整備計画 で構成されます。

目標と方針 地区計画の目標 土地利用の方針 地区施設の整備の方針 ■ 建築物等の整備の方針

地区整備計画

■ 地区施設の計画 立置や規模

■ 建築物の建替えルール (地区の特徴に合わせて規制や緩和ができる)

- 地区計画では、その位置や規模を定めることができます。
- 本地区では、まちづくり方針に位置付けられた道路や既存の公園・広場

3. 目標と方針(案)

地区計画の目標

- 地区の現状やまちづくり方針を踏まえて、地区計画の目指す3つの目標を 定めます。
 - ① 密集市街地の防災性の向上
 - 良好な住環境の市街地形成 (2)
 - 生活交流拠点としての特色ある商店街づくりの誘導 (3)

土地利用の方針(案)

参考:江東区の都市計画図(用途地域等指定図)

○ 地区の特性を活かした土地利用を誘導するため、5つに区分した



詳細はこちら https://www.city.koto.lg.jp/390111/machizukuri/toshi/toshikeikaku/82204.html

地区施設(案)

- <u>地区施設とは、地区内に必要な道路や公園などの公共施設</u>のことです。
- などを地区施設に定めることを検討します。

地区施設(案)



主要生活道路[※]【幅員6m】

地区の骨格となる道路ネットワークとして、 特に重要性の高い路線を位置づけます。 【災害時・平常時】 消防活動、避難及び延焼遮断帯機能を確保

※別途、地区内にて計画している 道路事業計画により整備予定です

区画道路 【幅員4 m】

地区の外周及び主要生活道路をつなぐ 道路を位置づけます。

【平常時】 駐車車両がない場合、消防活動可能 【災害時】 最低限の避難機能の確保

公園·広場等

地区の防災性の向上及び身近に憩える 場所として位置づけます。 【災害時】 災害時の一時避難場所として確保